

北茨城市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

地方自治体の技能労務職の給与については、同種の民間事業の従業員と比較して高額であるとの批判、指摘がなされており、民間の同職種の従事者との均衡にも十分留意しながら、適正な給与制度の確立と運用が課題となっています。

(1) 本市の職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

| 区分 | 北茨城市 | | | | 民間 | | |
|---------|------|------|----------|----------|-------------|------|----------|
| | 職員数 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額 |
| 全 体 | 43 | 49 | 285,402円 | 306,932円 | — | — | — |
| 清 掃 手 | 6 | 50 | 295,317円 | 325,790円 | 廃棄物処理業従業員 | 43 | 299,800円 |
| 学校給食調理手 | 12 | 49 | 286,892円 | 294,692円 | 調 理 師 | 43 | 264,900円 |
| 用 務 手 | 13 | 52 | 272,485円 | 283,774円 | 用 務 員 | 54 | 227,200円 |
| 運 転 手 | 9 | 44 | 281,778円 | 319,884円 | 自家用乗用自動車運転手 | 44 | 308,900円 |
| そ の 他 | 3 | 53 | 326,467円 | 379,679円 | — | — | — |

※「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当及び時間外勤務手当、特殊勤務手当の額を合計したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成16年～18年の平均）を使用し、「清掃手」及び「用務手」には全国計の数値を、「学校給食調理手」及び「自動車運転手」には茨城県計の数値を採用しています。

※「その他」とは、保育所調理手、汽缶士です。

(2) 本市の職種・年齢別平均給与

<平成19年4月1日現在>

| | 清 掃 手 | 学校給食調理手 | 用 務 手 | 運 転 手 | そ の 他 | 計 ・ 平 均 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 27 歳以下 | — | — | — | — | — | — |
| 28～31 歳 | — | 226,600 | — | — | — | 226,600 |
| 32～35 歳 | — | — | — | 288,608 | — | 288,608 |
| 36～39 歳 | 303,500 | 296,750 | — | 301,300 | — | 299,920 |
| 40～43 歳 | — | — | — | 312,373 | — | 312,373 |
| 44～47 歳 | 344,900 | — | 256,565 | — | — | 300,733 |
| 48～51 歳 | 303,840 | 254,200 | 274,450 | — | 387,420 | 287,183 |
| 52～55 歳 | 334,050 | 297,825 | 276,075 | 371,300 | 449,416 | 315,368 |
| 56～59 歳 | 334,400 | 338,833 | 307,600 | 339,663 | 302,200 | 323,893 |

[単位：円]

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

就業規則給料表（国家公務員の行政職給料表（二）に同じ）の5級制を採用しています。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

| 手当の名称 | 主な支給対象業務 | 手当の額 |
|------------------|--|---------------|
| ごみ収集作業手当 | ごみ収集作業に従事した場合 | 500円/日 |
| へい獣死体処理手当 | へい獣の死体処理に従事した場合 | 400円/日 |
| 火葬手当 | 火葬場において死体の火葬に従事した場合 | 給料月額 の8%/月 |
| 特殊作業用自動車運転 手当 | ブルドーザー、グレーダー、ダンプカー及びロードローダ ーを運転した場合 | 350円/日 |
| 舗装工事手当 | 舗装工事においてスプレーの取扱い及び上層 工作業に従事した場合 | 500円/日 |

ウ 昇給基準

次表の分類により、昇給号給数が定められています。

| 昇給区分 | A 極めて良好 | B 特に良好 | C 良好 | D やや良好でない | E 良好でない |
|----------|--------------|-----------|----------|--------------|------------|
| 一般職員 | 8以上 (7以上) | 6 (5) | 4 (3) | 2 (1) | 0 |
| 57歳以上の職員 | 4以上 (3以上) | 3 (2) | 2 (1) | 1 (0) | 0 |

※（ ）内の数字は、昇給抑制期間（平成20年1月～平成22年1月）の昇給号給数です。

2 基本的な考え方

本市においては、第2次北茨城市行政改革大綱（平成16年度～平成20年度）に基づき、技能労務職の事務事業において、学校給食センター調理手のパート化及び学校用務手のパート化を推進するため、退職者不補充とし、新規採用を実施しておりません。

また、給与につきましても、平成18年度からの給与構造改革に基づき、国家公務員の給料表及び昇給基準に準じたものとし、給与の適正化に努めてきたところであります。

今後とも、厳しい行財政環境の下、高度化・多様化している市民ニーズに的確に対応していくため、財政の健全化を推進するとともに、事務事業の見直しを図り、定員適正化計画の着実な推進及び給与の適正化を図っていきます。

3 具体的な取組内容

(1) 定員管理について

第2次行政改革大綱に基づき、学校給食センター調理手のパート化及び学校用務手のパート化を推進していくため、引き続き退職者不補充とし、新規採用は実施しないこととします。また、他の技能労務職についても同様に新規採用は実施しないこととします。

(2) 給料表について

現行の就業規則給料表（国家公務員の行政職給料表（二）に同じ）の5級制を引き続き維持していきます。

(3) 特殊勤務手当について

技能労務職に係る前述の5種類の手当に関し、現状の分析や支給実績の調査、更には本来の特殊勤務手当のあり方などを総合的に精査し、一部廃止も視野に入れた見直しを図ります。

(4) 昇給について

前述の国家公務員に準じた昇給基準を維持していきます。なお、昇給は勤務実績に応じて決定することとなっていることから、人事評価制度の導入によりその評価基準に応じた昇給制度の確立と運用を図っていくこととします。

4 その他

(1) 事務事業の見直し、民間委託化の検討

厳しい財政状況の中で、市民の多種多様なニーズに的確に対応していくため、本市においては、『財政の健全化』、『時代の流れに対応できる弾力的な組織の整備』、『市民との協働によるまちづくりの推進』を基本方針とする行政改革大綱のもと、事務事業の見直し、定員管理及び給与の適正化、収入の確保等様々な推進項目を実施しています。

今後は、全庁的に技能労務職の事務事業についてさらに精査し、業務の民間委託についての検討を進めてまいります。

(2) 技能労務職員数の削減見込み

| 年 度 | 退職者数 | 職員数 | 退職者数内訳 |
|--------|------|-----|---------------------|
| 平成19年度 | 6 | — | 清掃手1、調理手3、用務手1、運転手1 |
| 20年度 | 1 | 37 | その他1 |
| 21年度 | 1 | 36 | 用務手1 |
| 22年度 | 3 | 35 | 用務手2、運転手1 |
| 23年度 | 1 | 32 | 清掃手1 |
| 24年度 | 3 | 31 | 清掃手1、調理手1、用務手1、 |
| 25年度 | 2 | 28 | 調理手2 |
| 26年度 | 6 | 26 | 調理手1、用務手3、運転手1、その他1 |
| 27年度 | 0 | 20 | — |
| 28年度 | 4 | 20 | 調理手1、用務手2、その他1 |
| 29年度 | 0 | 16 | — |
| 30年度以降 | 16 | | 清掃手3、調理手4、用務手3、運転手6 |

※「職員数」は各年度4月1日現在の人数